

証券コード：275A  
2026年4月30日

株 主 各 位

大阪府泉南市幡代3丁目838-1  
**ハンワホームズ株式会社**  
代表取締役社長 鶴 厚 志

## 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第32回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.hanwa-ex.com/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集

<https://s.srdb.jp/275A/>

名古屋証券取引所ウェブサイト

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年5月19日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

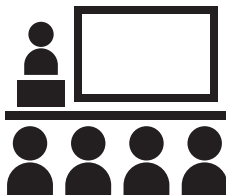
1. 日 時 2026年5月20日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地  
スターゲイトホテル関西エアポート 4階 真珠の間  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第32期(2025年2月21日から2026年2月20日まで)事業報告及び計算書類報告の件  
  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - (1)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - (2)書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・計算書類の「個別注記表」
  - (3)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
  - (4)インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

### ■ 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時** 2026年5月20日（水曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時30分）

### ■ インターネットによる議決権行使



後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年5月19日（火曜日）午後6時まで

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### ■ 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2026年5月19日（火曜日）午後6時まで

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、以下の事項をご確認いただきまして、議決権を行使させていただきますようお願い申し上げます。

**議決権行使期限**

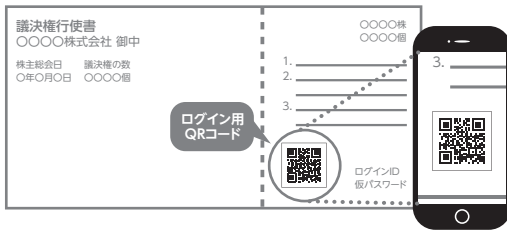
**2026年5月19日（火曜日）午後6時締切**

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

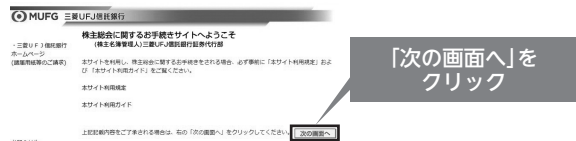
## ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

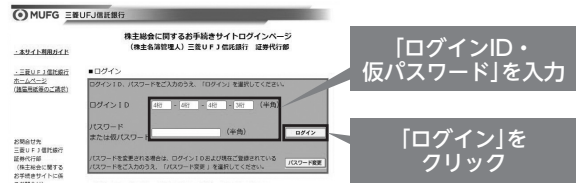
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

#### 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



#### 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



#### 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、経営に関する意思決定の更なる迅速化を目的として、第9条（株主名簿管理人）第2項の字句の修正、第15条（決議の方法）第2項の字句の修正、第23条（取締役会の招集通知）第2項を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式  (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> が定める。 3 (条文省略)	第2章 株 式  (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> が定める。 3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ることなく、取締役会を開催することができる。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	つる あつ し 鶴 厚 志 (1984年6月26日生)	2008年4月 2014年8月 2020年6月	当社入社 当社取締役就任 当社代表取締役社長（現任）	1,339,000株
2	つる ゆう すけ 鶴 結 介 (1986年5月27日生)	2009年4月 2014年8月 2022年1月	当社入社 当社取締役 当社専務取締役 空間創造事業部長就任（現任）	660,000株
3	とう や けい すけ 東 家 啓 介 (1993年9月13日生)	2016年4月 2017年1月 2018年6月 2022年1月	トランコムITS株式会社 入社 トランコム株式会社 入社 当社 入社 当社取締役 DEPOS事業部長就任（現任）	一株
4	いな がわ かつ ゆき 稲 川 勝 幸 (1969年5月17日生)	1992年4月 1996年12月 2019年2月 2022年1月	株式会社木下工務店 入社 株式会社クライムホーム 入社 SKET17DESIGN 一級建築士事務所 設立 代表就任（現任） 当社取締役就任（現任）	一株
5	ゆ あさ ひろ まさ 湯 浅 啓 正 (1982年1月6日生) ※新任	2004年4月 2024年8月	積水ハウス株式会社 入社 ブレイントラスト株式会社 代表取締役（現任）	一株

- (注) 1. 取締役候補者鶴厚志氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 稲川勝幸を取締役候補者とした理由は以下のとおりです。  
稲川勝幸氏は、長年にわたり建設業界に携わり、豊富な経験や識見を有しており、当社の社外取締役として建設全般に関して有益な助言を行って頂いておりました。その経験を活かし、より一層当社経営に参画していただき、組織体制の強化に活かしていただけると期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年4か月となります。
4. 湯浅啓正氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりです。  
当社子会社であるブレイントラスト株式会社の代表取締役として事業を統括し、同社の成長に貢献してまいりました。また、同氏は宅地建物取引士の資格を有しており、今後、当社グループにおいては、同社を含めた事業連携の強化及び統合的な経営体制の構築が重要となる中、同氏が当社取締役として経営に参画することで、グループ一体での意思決定の迅速化及びシナジー創出の加速が期待できることから、新たに選任をお願いするものであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	い い の ふ さ こ 飯 野 房 子 (1970年5月26日生)	1995年4月 2001年4月 2007年6月 2012年1月 2022年1月 2024年7月	第一ビルダー株式会社 入社 グリーンハウス株式会社 入社 有限会社クロスコーポレーション 設立 当社入社 当社空間創造事業部企画営業部長就任 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	一株
2	つ か も と あ き ひ ろ 塚 本 晃 浩 (1981年1月5日生)	2007年12月 2008年1月 2012年10月 2013年5月 2020年1月 2022年1月 2024年7月	弁護士登録 TMI総合法律事務所 入所 東京大学法科大学院 非常勤講師 金融庁総務企画局市場課（専門官） TMI総合法律事務所 パートナー（現任） 当社監査役就任 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	一株
3	つ じ や す た か 辻 泰 崇 (1987年9月11日生) ※新任	2011年1月 2014年8月 2015年6月 2016年4月  2018年10月  2022年12月  2024年7月	永昌監査法人（現太陽有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 公認不正検査士登録 有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業部 入所 辻公認会計士、税理士事務所 設立 代表就任（現任） TAFコンサルティング株式会社 設立 代表取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	一株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 塚本晃浩氏、辻泰崇氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の選任理由について  
塚本晃浩氏は、弁護士として法令についての高度な能力・識見を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただいております。法律の専門家として経営から独立した立場で取締役会の監査・監督強化、経営の透明性の確保に寄与されることを期待し、当社監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年10か月となります。  
辻泰崇氏は、公認会計士、税理士としての専門的な知識と豊富な実務経験など、企業財務、会計に精通した独自の視点で当社の事業運営、業務執行体制、内部統制、及び経営課題への取組等に関する適切な監督・助言を行っていることから、当社監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年10か月となります。
4. 当社は、取締役候補者塚本晃浩氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、辻泰崇氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員に指定する予定であります。
5. 当社は、塚本晃浩氏、辻泰崇氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以 上

# 事業報告

(2025年2月21日から  
2026年2月20日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年2月21日～2026年2月20日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復、企業の設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。また、株式市場においては日経平均株価が高値圏で推移するなど、投資環境にも一定の改善が見られました。一方、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、物価上昇の継続により実質所得の伸び悩みが続いており、個人消費は一部に持ち直しの動きが見られるものの、総じて力強さを欠く状況となっております。また、為替動向や金融政策の変化、地政学的リスクの影響等も懸念されており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界においては、民間設備投資の持ち直しを背景に一定の需要が維持されているものの、人手不足の深刻化に伴う労務費の上昇や建設資材価格の高止まりにより、引き続き原価上昇圧力が継続しております。また、新築住宅着工戸数は弱含みで推移し、住宅市場を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。加えて、建設業界における就業者の高齢化や時間外労働規制の強化等を背景に、生産性向上や業務効率化、DX推進の必要性が一層高まっております。

このような事業環境の中、当社ではSNSマーケティングを中心としたWEB集客の強化や、法人施設向け展示会への出展等により、提携ハウスメーカー経由の一般戸建受注に加え、法人施設案件及び一般戸建の直接受注の拡大に注力してまいりました。また、2026年1月21日に大阪府のPark-PFI事業「りんくう公園（中地区）」において、本施設の企画、設計、施工及び開業後の施設運営、管理業務を行うことを目的として、子会社であるブリッジパークプロジェクトグループ株式会社を設立いたしました。なお、当事業年度末において当該子会社は重要性が乏しいため、当事業年度においては連結計算書類を作成しておりません。

これらの結果、当事業年度における売上高は2,377,473千円（前年同期比27.4%増）、営業利益115,082千円（前年同期比505.2%増）、経常利益103,437千円（前年同期比504.2%増）、当期純利益68,776千円（前年同期比465.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

#### ①空間創造事業

空間創造事業は、住宅着工件数が減少傾向にある中、戸建住宅受注は横ばいでしたが、法人施設の案件受注、施工が順調に推移したことにより売上高1,580,679千円（前年同期比39.8%増）、セグメント利益144,982千円（前年同期比314.1%増）となりました。

#### ②DEPOS事業

DEPOS事業は、継続した展示会出展等により法人施設案件が増加したことで、法人向け売上が前年同期を大きく上回った一方、新規法人取引先の開拓、販路拡大のための施策を積極的に行ったことに加え、依然として続く嗜好品に対する消費者心理の悪化が懸念される厳しい状況が続いておりECモール売上が伸び悩んだ結果、売上高796,793千円（前年同期比8.4%増）、セグメント損失29,900千円（前年同期はセグメント損失15,996千円）となりました。

#### 事業の部門別売上高

事業別	売上高	前期比
空間創造事業	1,580,679 千円	39.8 %
DEPOS事業	796,793	8.4
合計	2,377,473	27.4

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の主なものは、顧客の安心感、信頼性向上のため大阪支店に工事後には見ることができない、コンクリートの下地構造、ブロックやコンクリート擁壁の配筋仕様などを見学できる「GAIKOU” Lab. | 外構ラボ」の設立、セキュリティ強化のための社内ファイル共有サーバー入替によるものであり、設備投資総額は15,490千円であります。

#### (3) 資金調達の状況

2025年11月17日をもって名古屋証券取引所ネクスト市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額108,550千円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社の事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

##### 1. 販売施策

住宅・建設業界は新築着工件数の減少が課題となっております。今後、当社が継続的に成長するためには、収益基盤の安定化と拡大を図る必要があると考えております。当社がもつ設計施工技術と、輸入仕入によるオリジナル商材を活かすことで、独自の空間提案を行っております。商業施設を中心とした空間提案や、Park-PFI事業への積極的な参加を行うことで収益基盤の更なる拡大を推し進めていくことが経営上重要な課題であると考えております。

##### 2. 人材の確保及び育成

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており建設業界全体としても、熟練の施工技術者の高齢化が問題視されております。事業の継続的な成長のため、若手社員の育成や資格取得支援制度を導入することで、自発的な成長を促し、優秀な人材の確保・育成を重要な課題と認識し、積極的に新卒社員、中途社員ともに採用を行っております。

##### 3. 商品仕入れの安定化と原価削減

DEPOS事業の要となる商品仕入れに関しては、海外情勢の悪化が起因となる原材料及びエネルギー価格の上昇による原価高騰のリスクがあります。そのため、主力ジャンルの輸入国・取引先分散や、船会社の複数確保などを行うことでリスクを分散し、国内仕入先においても同ジャンルの商品を取り扱う複数社と取引することで、商品の安定供給に努めております。

また、国内外のメーカーと直接取引することで中間コストをカットし、スケールメリットを活かした一括仕入れ、梱包資材や配送費の見直しを継続的に行うことでコストダウンを図ってまいります。

##### 4. 施工管理体制

建設業界では、専門技術・知識をもった人材不足が課題となっております。当社では、積極的にDXを推進することで外注業者とスムーズな情報共有が可能となっており、外注業者と自社社員が密に連携を取ることで、安定した施工管理体制を構築しております。設計施工からアフターサービスまで責任をもった対応を行い、お客様からの直接意見や感想を活かし、よりよい施工品質の改善を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2023年度 第29期	2024年度 第30期	2025年度 第31期	2026年度 (当期) 第32期
売 上 高	1,907,191 千円	1,626,150 千円	1,865,962 千円	2,377,473 千円
経常利益又は経常損失(△)	16,456 千円	△73,624 千円	17,119 千円	103,437 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	3,641 千円	△49,734 千円	12,171 千円	68,776 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	1.82 円	△24.87 円	6.09 円	32.54 円
総 資 産	782,043 千円	823,926 千円	884,864 千円	1,353,353 千円
純 資 産	91,028 千円	41,293 千円	53,465 千円	230,793 千円

- (注) 1. 当社は第31期より会計監査人を設置しております。  
 第29期の数値については、会社法436条第2項第1号に定める会計監査人の監査を受けておりません。  
 第30期の数値については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しておりますが、会社法436条第2項第1号に定める会計監査人の監査を受けておりません。
2. 当社には子会社がございますが、第32期において当該子会社は重要性が乏しいため、連結計算書類を作成しておりませんので、連結会計年度に係る財産及び損益の状況の推移については、記載しておりません。
3. 2024年7月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2025年4月21日開催の取締役会決議により、2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

当社は、子会社が1社ございますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

(7) 主要な事業内容 (2026年2月20日現在)

当社は、主として屋外空間における設計、施工及び輸入仕入によるオリジナル商材を用いた空間提案を行っております。

事業	区分	事業内容
空間創造事業	(1) 一般戸建外構工事 (2) 集合住宅・商業施設外構工事 (3) 公共工事	戸建住宅の土地造成、外構の設計、施工 集合住宅・商業施設の土地造成、外構の設計、 施工 大阪府及び泉南市の公共工事
DEPOS事業	(1) eコマース (2) 卸売業	ECモール内及び自社サイト内での販売 法人顧客への卸売り、自社展示場による販売

(8) 主要な営業所 (2026年2月20日現在)

事業所	所在地
本社	大阪府泉南市幡代三丁目838番地の1
大阪支店	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟5階 H-5
東京支店	東京都港区新橋4丁目27-7 田村町Shinshodoh BLDG 5階

(9) 従業員の状況 (2026年2月20日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
39 (7)	32.7	3.5	4,238

セグメントの名称	従業員数 (名)
空間創造事業	24 (3)
DEPOS事業	6 (3)
全社 (共通)	9 (1)
合計	39 (7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を(内)に外数で記載しております。  
2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2026年2月20日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社池田泉州銀行	317,540
株式会社紀陽銀行	453,480

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年2月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,437,000株
- (3) 株主数 605名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鶴 厚志	1,339,000株	54.94%
鶴 結介	660,000株	27.08%
株式会社SBI証券	32,800株	1.34%
倉茂 徹	25,000株	1.02%
三菱UFJeスマート証券株式会社	20,200株	0.82%
マネックス証券株式会社	19,321株	0.79%
株式会社Zuitt JP	13,600株	0.55%
北御門 光彦	11,000株	0.45%
柄脇 昇	10,500株	0.43%
江口 雄太	10,000株	0.41%

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第1回新株予約権
発行決議日	2025年5月20日
新株予約権の数	380個
保有人数	
当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	1名
当社取締役（監査等委員）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 38,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり150円
新株予約権の行使期間	2027年5月21日～2035年5月20日
新株予約権の主な行使条件	(注)

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名 称	第1回新株予約権
発行決議日	2025年5月20日
新株予約権の数	80個
交付人数	
当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 8,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり150円
新株予約権の行使期間	2027年5月21日～2035年5月20日
新株予約権の主な行使条件	(注)

- (注) 1. 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人1名に限りこれを認める。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鶴 厚志	
専務取締役	鶴 結介	空間創造事業部長
取締役	東家 啓介	DEPOS事業部長
取締役	稲川 勝幸	SKET17 DESIGN一級建築士事務所 代表
取締役	辻 泰崇	TAFコンサルティング株式会社 代表取締役 辻公認会計士、税理士事務所 代表
取締役（常勤監査等委員）	飯野 房子	
取締役（監査等委員）	松本 正則	株式会社MS4コンサルティング 代表取締役 株式会社Century Holdings 代表取締役 松本公認会計士、税理士事務所 代表
取締役（監査等委員）	塚本 晃浩	TMI総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 稲川勝幸氏、辻泰崇氏、松本正則氏及び塚本晃浩氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役松本正則氏及び塚本晃浩氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役の稲川勝幸氏は、長年にわたり建設業界に携わり、一級建築士の資格を有しており、建設業に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役辻泰崇氏、取締役（監査等委員）松本正則氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査の実効性を高めるため、飯野房子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役（監査等委員）塚本晃浩氏は、弁護士として法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としていません。

(3) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本事項において同じ。）及び監査等委員である取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 取締役

当社の取締役の報酬等の額については、各取締役の役割と責務にふさわしい水準とすることを基本方針としております。取締役の具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議により決定する方針としております。なお、決定方針については、2024年7月21日開催の取締役会にて決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方法及び決定された内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

b 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬については株主総会が決定する報酬額の限度額内で、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2024年7月21日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役2名）であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2024年7月21日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議されており、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長鶴厚志が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の評価配分といたします。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限が適切に行使されるよう監査等委員である取締役の意見を踏まえたうえで各取締役の役位及び職責等に応じた水準に基づき決定しており、当社取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容は当該決定方針に沿う決定であると判断いたしました。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	68,720 (6,720)	68,720 (6,720)	— (—)	— (—)	5 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	16,800 (7,200)	16,800 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額100百万円以内

(2024年7月21日開催 臨時株主総会決議)

当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は5名です。

2. 株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額 年額50百万円以内

(2024年7月21日開催 臨時株主総会決議)

当該臨時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑤ 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	稲川 勝幸	SKET17 DESIGN 一級建築士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
取締役	辻 泰崇	TAFコンサルティング株式会社 代表取締役	開示すべき取引関係はありません。
		辻公認会計士、税理士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	松本 正則	株式会社MS4コンサルティング 代表取締役	開示すべき取引関係はありません。
		株式会社Century Holdings 代表取締役	開示すべき取引関係はありません。
		松本公認会計士、税理士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	塚本 晃浩	TMI総合法律事務所 パートナー	開示すべき取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況等
取締役 稲川 勝幸	当事業年度に開催した取締役会21回全てに出席しております。取締役会では、必要に応じ、当社業界に詳しい設計士及び経営者の観点から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。
取締役 辻 泰崇	当事業年度に開催した取締役会21回全てに出席しております。主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場からの視点を反映し、取締役会等において当該視点から積極的に発言いただくなど、有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。
取締役 (監査等委員) 松本 正則	当事業年度に開催した取締役会21回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席し、公認会計士、税理士及びIPOコンサルタントの観点から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。
取締役 (監査等委員) 塚本 晃浩	当事業年度に開催した取締役会21回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新月有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第423条の2に定める責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	10,700千円
非監査証明業務に基づく報酬	1,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、当社規模、監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、新月有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  - ①取締役は、企業理念、行動指針、法令、定款、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。
  - ②財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。
  - ③「反社会的勢力等排除規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
  - ④「リスク・コンプライアンス規程」を遵守し、コンプライアンス体制を有効・強固なものとする。
  - ⑤社内及び社外の内部通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①法令・社内規程に基づき、文書等の保存及び管理を行う。
  - ②個人情報の管理について、関連規程を整備する。
  - ③情報管理の状況について、「情報セキュリティ管理規程」を遵守し、必要に応じて改善提案を行う。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①重要な経営課題については、「取締役会規程」等の社内規程に基づき、取締役会に上程して、その合理性及びリスクの予測・対応策を審議する。
  - ②リスク抑制のため、決裁者は「職務権限規程」に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。
  - ③日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務関係規程の充実を図る。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役会を定期的開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。
  - ②社長以下取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）が出席する営業会議その他の社内会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。
  - ③可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。

- (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①必要に応じ、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査等委員会の同意を得て行う。
  - ②監査等委員会の職務を補助する使用人は、原則として当社の業務執行に係る職務を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。また、その評価については監査等委員会の意見を尊重する。
  - ③ただし、前項については、兼務使用人が補助に当たる場合もあり、補助の期間が終了した場合は従前の指揮命令下に戻るものとする。なお、監査を通じて知り得た会社情報は、許可無く他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人等に漏洩してはならない。取締役会を定期的開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
  - ②監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求める。必要に応じ、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査等委員会の同意を得て行う。

- (7) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会に当該報告をしたことを理由として会社は不利益な取扱いを行わない。なお、当社には「内部通報規程」が定められており、従業員等が法令違反等に関する通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがない旨を定めている。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門は、その支出を証明する関係書類を確認し、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査等委員は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。また、内部監査室と連携を図り、適切かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
- ②監査等委員は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- ①反社会勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持たない。
- ②「反社会的勢力排除規程」を策定し、反社会勢力への対応ルールを周知徹底する。
- ③新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い事前にチェックを行い、取引先と契約を締結する場合の契約書等において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込む。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあることから内部留保金の使途につきましては、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としてまいりました。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針であります。現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,054,851</b>	<b>流動負債</b>	<b>766,767</b>
現金及び預金	184,199	買掛金	17,333
売掛金	97,197	工事未払金	177,575
完成工事未収入金	77,514	短期借入金	350,000
契約資産	477,180	1年内返済予定の長期借入金	79,140
商品	171,140	未払金	41,578
前渡金	13,141	未払費用	10,202
前払費用	21,540	未払法人税等	16,681
その他	12,938	未払消費税等	18,641
<b>固定資産</b>	<b>298,501</b>	契約負債	27,620
<b>有形固定資産</b>	<b>251,364</b>	リース債務	2,719
建物	149,393	賞与引当金	11,361
構築物	13,099	その他	13,913
機械及び装置	666	<b>固定負債</b>	<b>355,792</b>
工具、器具及び備品	16,548	長期借入金	341,880
リース資産	11,740	長期リース債務	9,668
土地	59,916	その他	4,244
<b>無形固定資産</b>	<b>19,982</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,122,560</b>
ソフトウェア	19,798	<b>(純資産の部)</b>	
その他	184	<b>株主資本</b>	<b>230,793</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,154</b>	資本金	84,275
関係会社株式	1,530	資本剰余金	54,275
繰延税金資産	10,225	資本準備金	54,275
長期前払費用	1,368	利益剰余金	92,242
その他	14,030	繰越利益剰余金	92,242
<b>資産合計</b>	<b>1,353,353</b>	<b>純資産合計</b>	<b>230,793</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,353,353</b>

# 損益計算書

(2025年2月21日から  
2026年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売	上	工	事	高		1,580,679	<b>2,377,473</b>
完	成	売	上	高		796,793	
売	上	工	事	価		1,158,993	
完	成	売	上	原		141,421	
商	品	期	首	棚	卸	402,309	
当	品	商	品	仕	入	36,433	
合	期	入	諸	費	計	580,164	
他	入				高	5,415	
商	勘	定	振	替	高	171,140	
差	品	期	末	棚	卸	403,608	1,562,601
売	上	工	総	利	益	421,686	
完	成	売	事	総	利	393,185	<b>814,871</b>
販	費	及	一	般	管		<b>699,789</b>
営	業	業	外	収	利		<b>115,082</b>
営	業	外	保	の	除	581	
支	取	外	の	費	用	483	1,065
為	業	外	保	の	証	8,168	
支	業	外	の	利	証	4,514	
そ	業	外	保	の	証	9	
経	業	外	の	利	証	17	12,710
特	常	常	利	益	益		<b>103,437</b>
特	別	資	産	売	却	681	681
固	別	資	損	除	却	0	0
固	定	資	産	純	利		<b>104,119</b>
税	引	前	当	期	純	16,692	
法	人	税、	民	税	及	18,650	35,342
法	人	住	等	調	整		<b>68,776</b>
当	期	税	純	利	益		

# 株主資本等変動計算書

(2025年2月21日から  
2026年2月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	30,000	-	-	23,465	23,465	53,465	53,465
当期変動額							
新株の発行	54,275	54,275	54,275			108,550	108,550
当期純利益				68,776	68,776	68,776	68,776
当期変動額合計	54,275	54,275	54,275	68,776	68,776	177,327	177,327
当期末残高	84,275	54,275	54,275	92,242	92,242	230,793	230,793

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②棚卸資産

###### 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	3～34年	
工具、器具及び備品		3～15年	
構	築	物	10～30年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

残存価額については、リース契約に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一般債権については貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権もないため引当金は設定しておりません。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①空間創造事業

空間創造事業においては、主に戸建住宅等の外構工事及び法人施設の屋外空間工事を行っており、顧客との請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

②DEPOS事業

DEPOS事業においては、主に海外から商品を仕入れて法人顧客への卸売及び、ECサイトにて販売しております。このような商品の販売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。商品の出荷から引き渡しまでがごく短期間で行われるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	10,225

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保され、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の事業計画及び中期経営計画の税引前当期純利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定しております。当該見積りには過年度の業績計画の達成状況等を考慮しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高	1,580,679

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一定の期間にわたり履行義務を充足する場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

建設工事は個別性が強く、ひとつとして同じ施工条件の工事が存在しないほか、気象条件等の変化、工事の進行に伴う顧客・協力会社との協議の進捗や設計の変更が生じ、それに伴い資機材の数量・価格の変動、配員の変更等、様々な状況変化が当然に生じるという特質があります。そのため、一定の期間にわたり収益を認識する際の主要な見積りである工事原価総額については、過去の工事の施工実績を踏まえ、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を基礎とするとともに、様々な状況変化を適時適切に見積りに反映しております。

今後、これらの状況変化によりその見積額が変動した場合には工事損益に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ①担保に供している資産

建	物	110,793千円
土	地	57,826千円
	計	<u>168,620千円</u>

##### ②担保に係る債務

短	期	借	入	金	200,000千円
				1年内返済予定の長期借入金	70,560千円
長	期	借	入	金	321,920千円
				計	<u>592,480千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 53,149千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除きます。）

短	期	金	銭	債	務	3,000千円
---	---	---	---	---	---	---------

### 4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	200,000	2,237,000	—	2,437,000

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、これにより、発行済株式総数は1,800,000株増加しております。また、2025年11月14日を払込期日とする公募増資により、普通株式が380,000株増加し、2025年12月17日を払込期日とする公募増資により、普通株式が57,000株増加しております。

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

長期未払金	1,482千円
賞与引当金	3,872千円
その他	4,870千円
繰延税金資産合計	<u>10,225千円</u>

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、将来の為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金、買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日です。

短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入は金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### i 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

##### ii 市場リスクの管理

長期借入金については、固定金利又は変動金利の借入金で調達しており、変動金利については金利変動のリスクがあります。これらのうち、金利変動リスクに晒された借入金については、随時市場の金利動向をモニタリングしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

##### iii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月20日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

勘定科目名	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（※2）	421,020	405,424	△15,595
負債計	421,020	405,424	△15,595
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	2,844	2,844	－
デリバティブ取引計（※3）	2,844	2,844	－

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「買掛金」、「工事未払金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「リース債務」については重要性が乏しいと認められるため、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※4) 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	1,530

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	—	2,844	—	2,844
資産計	—	2,844	—	2,844

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	405,424	—	405,424
負債計	—	405,424	—	405,424

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき査定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 8. 持分法損益等に関する注記

当社が有している子会社は、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	94円70銭
1株当たり当期純利益	32円54銭

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年3月6日開催の取締役会において、ブレイントラスト株式会社の株式の取得を決議し、新たに遊休不動産の買取再販事業を開始することにいたしました。また、2026年3月21日付で株式譲渡契約を締結し、株式を取得しております。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：ブレイントラスト株式会社

事業の内容：建築コンサルティング及び不動産仲介

#### (2) 企業結合を行う主な理由

当社は、社会課題となっている空き家等遊休不動産の増加について、行政だけでなく民間企業の役割も求められていると考えております。遊休不動産の再生・利活用を通じて地域の景観保全やコミュニティの活性化に貢献するとともに、持続可能な地域社会の実現を目指します。

これらの社会課題解決を通じて、近年の建築物価高騰により停滞する新築住宅マーケットの新たな選択肢のひとつになると考えております。今回の株式取得によりブレイントラスト株式会社が有する建築、不動産分野におけるノウハウと、当社が展開する空間創造事業、DEPOS事業の知見及び事業基盤を融合することで、顧客基盤を広げるとともに、相互の事業シナジーを発揮し、両社にとっての提供価値の拡大が可能になると考えております。

こうした取組を通じて社会的価値と経済的価値の双方を創出し、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

#### (3) 企業結合日

2026年3月21日

#### (4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称  
ブレイントラスト株式会社

(6) 取得する議決権比率  
70%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得し、当該会社を子会社化することによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,054千円
取得原価		2,054千円

3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 3,000千円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳

現時点では確定しておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月14日

ハンワホームズ株式会社  
取締役会 御中

新月有限責任監査法人  
大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 明彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本川 雅啓  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハンワホームズ株式会社の2025年2月21日から2026年2月20日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年2月21日から2026年2月20日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

本監査報告書の作成時点において、以下のような、当期末日後に発生した会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすべき事象が認められました。

2026年3月6日開催の取締役会において、ブレイントラスト株式会社の株式取得を決議し、2026年3月21日付で株式譲渡契約を締結し、連結子会社化しております。

2026年4月14日

ハンワホームズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 飯野房子 印

監査等委員 松本正則 印

監査等委員 塚本晃浩 印

(自 署)

(注) 監査等委員松本正則及び塚本晃浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場

スターゲイトホテル関西エアポート 4階真珠の間  
(JR関西空港線・南海空港線りんくうタウン駅直結)  
大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地 TEL 072-460-1111



### りんくうタウン駅へのアクセス

なんばより「南海電鉄（空港急行）」約40分  
天王寺より「JR（関空快速）」約45分  
和歌山市内より「JR又は南海電鉄」約40分  
関西国際空港より「JR又は南海電鉄」約5分